

令和3年度 本別町社会福祉協議会事業計画

基本理念(第6期地域福祉実践計画)

～ 地域のきずなと交流ネットワークを育み

誰もがいきいき笑顔で暮らすまち 本別 ～

「東日本大震災」から10年の節目を迎え、改めて地域の防災・減災への取り組みの重要性が問われる中、近年相次ぐ自然災害による被害、「平成30年北海道胆振東部地震」による甚大な被害等、自然災害の頻度が増加しているように感じられます。

さらに北海道東部沖においても、マグニチュード9クラスの巨大地震が30年以内に最大40%の確率で発生するとの予測もあり、本町においても甚大な被害が生じる可能性のある災害が迫っていると考えられます。

また、昨今大きな社会問題となっている新型コロナウイルス感染症の猛威によって、北海道や十勝管内でも多くの方々が感染し、深刻な状態に陥る場合があるという危機的な状況となっております。これにより、経済も大きな困難に直面しており、様々な側面から支援の必要性が急速に高まっている状況となっております。

この厳しい社会情勢において、自助・互助・共助・公助の必要性が今後も高いという考えの下、本町において四半世紀に渡り取り組んでいる在宅福祉ネットワーク活動は非常に重要な活動であります。

このような活動は災害等発生時にも非常に有用であると再認識するとともに、町が設置する災害対策本部と連携し、ボランティア活動の本部を担う「本別町災害ボランティアセンター」の設置、運営に関する協定を令和3年3月31日に本別町と締結いたします。

コロナ禍においても一定の対応ができる機能を持った被災地ボランティア活動の拠点として、被災者及び避難所等からのニーズ解決にあたり、一刻も早い地域の復旧・復興と被災者の自立生活を支援することを目的として、本別町災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを策定いたしました。

一方、超高齢化への進行、生産年齢人口の急速な減少、新型コロナウイルス感染症拡大、諸外国の情勢の急激な変化による本町基幹産業である農業への非常に深刻な影響など、将来に対する不安が幾重にも渦巻いています。

厳しい社会状況が続く中、本町では第7次総合計画、第4期地域福祉計画が策定されております。

地域福祉事業を推進する中核的かつ重要な組織である当社会福祉協議会は、社会不安の要因となる諸問題を改善・解決し、すべての町民が住み慣れた町でいつまでも笑顔で暮らしていくことができるような町づくりを目指しています。そのために、町諸計画と連携を図りながら、町民とともに推進していくため、令和2年度までの第5期地域福祉実践計画の評価を元に、課題や意見を改めて取りまとめ、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年で実施する第6期地域福祉実践計画を策定いたしました。

各種相談窓口機能を整理・強化した「あんしんサポートセンター」において、本会事業に係る相談のみならず、生活する上での多種多様な相談を受けております。

権利擁護の取り組みである「成年後見事業」「日常生活自立支援事業」「あんしんお預かりサービス事業」、町民が関わる生活支援の取り組みである「やすらぎ支援事業」「安心生活創造事業」、個別な生活課題解決の取り組みである「法外資金貸付事業」「配食サービス事業」「福祉有償運送サービス事業」、住まいに関する課題解決の取り組みである「あんしんすまい保証サービス事業」「死後事務委任契約事業」「生前事務委任契約事業」を継続して参ります。

従来に引き続き、各種事業のニーズを含む多種多様、複合的な相談や、相談者だけではなく、その家族等を含む様々な問題について、内部ケース会議、行政合同会議を開催し、それぞれのケースを検討し、適切な事業、サービスへ繋いでいく体制を強化するとともに、新たにサービスを創造していく体制を一層強化し、今後も将来に向けて発展させて参ります。また、行政と力をあわせ、町と社協が一体的に適切なサービスを提供できる体制の構築を推進いたします。

「成年後見事業」につきましては、法人後見事業のニーズを的確にキャッチ、受任することにより判断能力が不十分な方の権利を守るために、引き続き事業を推進します。とりわけ、受任件数の大きな増加により、担当者のみでは賄い切れない財産管理、身上監護などの業務を、市民後見人養成研修修了者の方々に担っていただける体制の構築を推進いたします。

また、成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置を町との協働により実施して参ります。

さらに、身寄りのいない高齢者等の死後の不安を取り除くことができるよう、「死後事務委任契約事業」の充実に向けて取り組みを推進いたします。

また「日常生活自立支援事業」につきましては、実施主体である北海道社会福祉協議会と委託契約を結んだ上で、判断能力が不十分な方に対し適切な金銭管理サービスや福祉サービスの利用援助等を実施して参ります。

さらに、「あんしんお預かりサービス事業」では、急な入院・入所等により自分では金銭管理等が困難な方のほか、在宅生活を営む上で本人や親族による適切な金銭管理ができない方を対象に、貸金庫サービス、金銭管理サービスを提供して参ります。

これらのサービスにより、権利擁護を真に必要としている方、公的サービスの狭間にいる方に対し、切れ目のないサービスを実施する体制を整え、発展させて参ります。

「安心生活創造事業」につきましては、高齢者や障がい者など何らかの支援を必要とする方に対し、買い物や話し相手等の支援を行い、サービス利用者の拡大を図りながら推進して参ります。

「配食サービス事業」につきましては、引き続き「食」の支援を主目的としつつ、主として一人暮らしの高齢者に対する見守りや声掛けにより安心を提供し、真に本サービスを必要とする方に対し適切にサービスが提供できる

よう努めて参ります。従来の配食弁当供給体制を踏まえつつ、副食の冷凍食品配達等、食を届ける方法についても検討を重ねて参ります。

「やすらぎ支援事業」につきましては、支援員が認知症高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手をするにより介護する家族の負担を軽減し、認知症高齢者が地域で自立した生活を続けていくことができるよう支援して参ります。

「福祉有償運送事業」につきましては、昨今社会問題になっております介護人材不足の影響が、本会においても色濃くでていいる中、令和元年度より事業運営の大幅な効率化・合理化を図っております。事業運営方法に変更を加え、定時運行を原則として、ストレッチャー対応車両を活用しながら、単独では公共交通機関の利用が困難な方に対し、安全運行に努めながら、引き続きひとりでは移動が困難な方の重要な交通手段の一つとして、事業を実施して参ります。

そして、平成28年11月より、一人暮らし高齢者等に対する定期的な安否確認及び亡くなられた場合の葬儀、家財整理を行うサービスとして、「あんしんすまい保証サービス」を実施しております。

また、令和元年10月に北海道より「居住支援法人」として指定を受け、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行なう法人となっております。これにより本会は住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手となって事業を推進いたします。

これらの事業を推進することで、あんしんサポートセンターの機能を充実して参ります。

高齢者、障がい者、子ども等の対象者別の課題だけではなく、対象・性別・世代等の枠を超えた横断的で複雑化・多様化する課題が地域に埋もれている状況の中で、これからの福祉活動に関する基本的な考え方として「地域共生社会の実現」が国により位置づけられています。

このように地域における課題が複雑化・多様化する中、従来の支援体制では制度の狭間にあるニーズへの対応が困難であることから、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の構築に新たに着手し、令和3年度ではその基盤作りを推進いたします。

町からの受託事業であります「通所型介護予防事業」につきましては、「新しい総合事業」の枠組みの中で、従来の二次予防・一次予防を区別せず、地域包括支援センターと強く連携を取りながら、介護予防に資するプログラムを提供して参ります。

あんしんサポートセンターに登録していただいた「あんしんサポーター」につきましては、法人後見事業、日常生活自立支援事業、安心生活創造事業、やすらぎ支援事業の活動支援者を各事業に包括的に配置することによって、各支援員の特性を生かした柔軟なサービス提供を引き続き行って参ります。

また、あんしんサポートセンターフォローアップ研修を引き続き定期開催し、各支援員のスキルアップを図り、サービスの質の向上に努めて参ります。

住民相互の支え合い、見守り支援体制の基盤である在宅福祉ネットワーク活動につきましては、全町におけるネットワークの組織化を目標とし、共助の必要性の説明や活動費助成制度の説明、会食・寄り合い活動（サロン活動）への支援、情報共有への取組み等に対する支援を引き続き行って参ります。

地域ぐるみによる子育て支援、子どもをはじめとする地域の集いの場として、「子ども安心ネットワーク」、障がい者を中心として誰もが気軽に集える街中サロンとして「銀河サロン事業」を引き続き、関係団体やボランティアと協働しながら実施して参ります。

あいの里交流センターは、「地域とつながれる場所、地域ニーズをキャッチできる場所」として、引き続き住民の自主的活動を促す拠点の機能を充実させ、ボランティアセンター機能を集約し運営して参ります。また、前述の「あんしんサポートセンター」の市街地における相談窓口としての機能を備え、地域の身近な困りごと相談の窓口として、地域住民の皆さまの安心をサポートして参ります。

ボランティアセンターは、ボランティアセンター会議と連携を図りながら、ボランティアの登録・斡旋のほか、ボランティア養成講座、各種ボランティア事業の推進を行って参ります。また、「新しい総合事業」の実践メニューとの整合性が図られたボランティア活動のあり方について検討して参ります。

高齢者の相互の交流、親睦と健康づくりの場として毎年開催しております、高齢者運動会につきましては、コロナ禍の影響で令和元年度、2年度と実施を見送っていますが、感染拡大防止対策を盛り込んだ上での開催に向け、引き続き老人クラブ連合会と協働の上実施して参ります。また高齢者文化祭、高齢者作品展につきましても、町、老人クラブ連合会、当社会福祉協議会が連携し取り組んで参ります。

また、令和3年度は本会創立70周年社会福祉大会の開催年となっております。コロナ禍での開催となりますが、どのように実施するか検討と工夫を重ね、地域に対する啓蒙・啓発を通して福祉への理解を深めるために、記念事業、各種表彰等を実施いたします。

介護保険制度の内容は改正を重ねながら介護事業者にとって厳しいものになっております。そのような状況の下で、介護保険事業の運営を継続する使命を持って事業運営をしております。

このように介護保険制度が大きな変化を重ねる中、当社協では、介護保険サービス並びに障害福祉サービス事業者として、従来通り、ご利用者・ご家族の皆さまとの信頼関係を築き、各サービスを実施して参ります。さらに、介護職員の処遇改善、職場内外の研修を充実させ資質の向上に努力し、質の良いサービス提供に向けて努力を重ねて参ります。

また、超少子高齢化への進行に伴い、先述のとおり全国的に介護職員が不足しており、当社協においても、特に次世代に向けた介護の担い手の安定的な確保が大きな課題となっています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年度には、約40万人の介護職員が不足するという試算もございます。このような中、町による様々な介護人材確保対策を活用しながら、介護職員の確保に取り組んで参ります。

地域密着型の介護サービス事業所として仙美里地区、勇足地区、市街地区の日常生活圏域ごとに小規模多機能型居宅介護事業所、「陽だまりの里」「ゆうあいの里」「清流の里」と、地域密着型通所介護事業所「デイサービスセンターほんべつ」を運営しております。これら地域密着型の介護サービス事業所につきましては、地域密着の理念を忘れず、利用を希望する方々に対し、柔軟かつ即応できる体制を目指し、地域の方々と密接した事業運営に地域の皆様のご理解、ご支援、ご協力をいただきながら取り組んで参ります。

加えて、介護保険サービス事業、障害福祉サービス事業等で補いきれないニーズに対する保険外サービスとして、新たなサービスの検討や独自サービス事業に取り組んで参ります。

本別北小規模多機能型居宅介護事業所「清流の里」の西側に整備しました高齢者向け賃貸住宅「清流ハウス8」の運営につきましては、高齢になっても住み慣れた地域で生活が営めるよう、清流の里と連携した運営を行なって参ります。さらに、地域に根差した活動拠点として隣接するあいの里交流センターとも一体的に事業を展開しながら、より多面的な役割を持った事業として運営して参ります。

また、「陽だまりの里」に隣接した高齢者向け賃貸住宅「陽だまりの家」につきましては、本住宅の多目的スペースを利用し、定期的な行事の開催を計画するなど、地域の子どもから高齢者まで、気軽に集える場を提供することで、さらに地域に密着した運営を進めて参ります。

同じく、「ゆうあいの里」に隣接した高齢者向け賃貸住宅「ふれあいのいえ」につきましても、住宅内に設けた多目的スペースを活用し、入居者だけではなく、地域住民の皆さまとの交流を深めることができる取り組みを実施し、地域に密着し、愛される拠点として運営して参ります。

さらに、令和2年に町民の方から遺贈された住宅を「北8戸建」として活用しております。

これらの住宅につきましては、住宅確保に配慮が必要な方の入居を拒まない「セーフティネット住宅」として、「清流ハウス8」「陽だまりの家」「ふれあいのいえ」「北8戸建」の計23戸を登録し、住宅の確保が困難な高齢者等に対して比較的低廉な家賃で安心して暮らせる環境の整備に努めて参ります。

令和3年度は理事・監事・評議員の改選の年であります。地域住民の皆さまと協働しながら、当社会福祉協議会は、安定・発展した強い組織づくりをこれからも目指して参ります。

地域とのつながりを強めるため、本別消防署から協力要請に応じ、令和3年4月から3名の職員が消防団に加入する運びとなっております。

このように、法人全体として職員の意識改革を図るとともに、職員の資質

向上を図って参ります。

また、先述の通り、様々な事業が推進され、増加した職員数に対応すべく、各種労務関連法、介護保険関連法、コンプライアンス体制の整備について、ソフト、ハードの両面から順次取り組んで参ります。

さらに、安定・発展した強い財政を目指し、町補助金のルール化による安定的な運営資金の確保、委託料の確保、共同募金運動による助成金の確保、また介護保険事業等の安定した事業運営に伴う収入の確保により、社会福祉事業振興基金や介護保険事業積立金の醸成等、財政基盤の強化・確立を目指した取り組みを引き続き行って参ります。

令和2年度に引き続き、令和3年度は特に新型コロナウイルス感染症の猛威により、人々が集まること自体に大きな見直しが必要となりますが、各事業・行事等については、最大限の感染予防対策を講じた上で、どのような形で行えるかについて検討、協議を重ねながら途切れることの無いように実施して参ります。

どのような厳しい社会情勢の中であっても、「住み慣れたまちで、いつまでも笑顔で暮らせるように」関係諸団体、諸機関との連携を密に図りながら、積極的に事業を推進するとともに、既存事業の見直しを図りつつ、新たな地域課題に即応できるよう地域福祉活動を推進する民間福祉事業者として社会福祉協議会の果すべき役割を考え、なお一層、各種の事業を推進して参ります。

以上、令和3年度における本別町社会福祉協議会の事業計画の方針といたします。

＝ 基本目標・重点項目 ＝

※ 基本目標・重点項目は原則として第6期地域福祉実践計画に基づく。

基本目標1. 互いに支え合う地域社会づくり

地域共生社会の実現には、住民参加による地域づくりの推進が不可欠です。住民相互の支え合いを推進するために、関係機関との連携を図ります。また、新たな担い手確保の観点から、様々な場面において住民が気軽に参加できる機会の充実を目指します。新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから、新たな生活様式を前提とした感染症対策を推進・普及させることで、安心して取り組める地域福祉活動を推進します。

1. 在宅福祉ネットワーク活動の充実支援
2. あんしんサポーターの養成とフォローアップ研修の実施
3. ボランティアセンターの推進・強化
4. 災害ボランティアセンターの設置・運営
5. あいの里交流センターの運営
6. 赤い羽根共同募金運動の推進
7. 高齢者の生きがいづくりの推進
8. 社会福祉大会の開催
9. 障がい者の社会参加事業の推進
10. 福祉団体への支援
11. 関係機関との連携協議

【令和3年度重点項目】

- ① 在宅福祉ネットワーク活動の充実支援
- ② あんしんサポーターの養成とフォローアップ研修の実施
- ③ ボランティアセンターの推進・強化
- ④ 社会福祉大会の開催
- ⑤ 福祉団体への支援
- ⑥ 関係機関との連携協議
- ⑦ 本別町自治会連合会との連携協働

基本目標 2. 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

高齢や障がいといった分野を超えた対応など、様々な生活課題の解決を図るため、「あんしんサポートセンター」を中心に町福祉関係部局との連携した取り組みにより、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援を継続して実施します。特に、成年後見制度における中核機関の機能を担うことにより、権利擁護事業の拡大、身寄りの居ない方への支援を通じた居住支援の取り組みを推進します。また、地域での困りごとなどの課題把握を的確に行い、様々な機関との連携により、地域共生社会の実現を目指します。

1. 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
2. あんしんサポートセンターの運営
3. あんしんお預かりサービス事業の推進
4. 日常生活自立支援事業の推進
5. 法人後見事業の実施と市民後見の推進
6. 安心生活創造事業の推進
7. やすらぎ支援事業の推進
8. 貸付事業の実施
9. 配食サービス事業の推進
10. あんしんすまい保証サービス事業の推進
11. 死後事務委任契約事業・生前事務委任契約事業の推進

【令和3年度重点項目】

- ① 生活支援体制整備事業の推進
- ② 重層的支援体制整備事業の基盤づくり
- ③ あんしんサポートセンターの運営
- ④ 法人後見事業の実施と市民後見の推進
- ⑤ あんしんすまい保証サービス事業の推進
- ⑥ 死後事務委任契約事業・生前事務委任契約事業の推進

基本目標 3. 地域生活を支える福祉サービスづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、介護保険・障がい福祉サービスの提供をより一層強化し、日常生活圏域ごとに設置している介護事業所のメリットを活かした地域内のつながりや地域行事への参加支援により、住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、地域における孤立の発生を防ぐための「地域づくり」を目指します。また、高齢者住宅（高齢者専用セーフティネット住宅）の運営による「居住福祉」の充実、単独では移動が困難な方のための「福祉有償運送サービス」を充実させ、通院や買い物等における利便性を確保するためのサービスを提供します。

1. 訪問サービスの運営
2. 通所サービスの運営
3. 通所型介護予防事業の推進
4. 小規模多機能サービスの運営
5. 高齢者住宅（高齢者専用セーフティネット住宅）の運営
6. 福祉有償運送事業の推進

【令和3年度重点項目】

- ① 介護保険サービス関連事業の推進
- ② 障がい福祉サービス関連事業の推進
- ③ 通所型介護予防事業の推進
- ④ 高齢者住宅（高齢者専用セーフティネット住宅）の運営
- ⑤ コロナ禍における各種事業運営の見直し

基本目標 4. 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

「地域福祉の推進」を図る社会福祉協議会として、各種事業を継続するための安定的な財源や人材育成が不可欠です。人材の確保・育成・定着を進めるため、幅広い研修を計画的に実施し、職員の資質向上と処遇改善を図ります。特に、他の町内介護サービス事業者への派遣・出向により、基礎的な介護技術の取得や多様な人間関係の構築など、様々な経験を積むことで介護職員としてのスキルアップを目指します。さらに、教育現場との連携を強化し、福祉の仕事の魅力を積極的に発信することで、将来の優秀な人材確保につなげるための「介護現場体験実習」などの取り組みを行います。また、ICTを活用した事業所連携等、運営の改善を推進することで、職員の業務負担の軽減と効率化を目指します。

1. 法人組織運営体制の充実
2. 財政基盤の充実
3. 啓発事業の推進と内容充実
4. 情報共有のための会議の充実
5. 職員の意識改革と地域福祉活動の推進
6. 職員に対する福利厚生の充実
7. 職員の資質向上の充実
8. 災害見舞金・供花料事業の実施
9. 情報・通信環境の整備

【令和3年度重点項目】

- ① 介護職員確保に向けた取り組み
- ② 各種法改正・事業拡大に伴うコンプライアンス体制の整備
- ③ 強い財政に資する専門家との連携
- ④ 風通しの良い組織作りに向けた取り組み
- ⑤ 適切な財政運営
(補助金・委託料の確保、助成金の確保、介護保険事業の安定的・効率的運営の検討等)
- ⑥ 職員の資質向上に向けた研修への取り組み
- ⑦ 啓発事業・社協PRの推進
- ⑧ ICT機器等の利活用の推進